

令和5年5月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年5月総会議事録

1 日 時 令和5年5月15日(月) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (4件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第4号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権8件・農地中間管理事業に係る利用権10件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (5件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約) (6件)

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 8番 名和田 栄治

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書記 | 北村 実瑛 |

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 5 年 5 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 4 件、報告事項 2 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、4 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 5 年 5 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 18 名、欠席委員は 1 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

15 番、中野晴人委員、16 番、末永恵子委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 372 m²。ほか 1 筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、長門市に移住してきて自宅を取得することとなったが、隣接する農地も買ってもらいたいと譲渡人から申し出があつ

たので、これに応じることとした。譲渡人は、現在の居住地が遠隔地のため耕作が困難であり、農業後継者もいないことから譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から東へ約2kmに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 引き続き、当地区担当4番、林委員、補足説明をお願いいたします。

4 番 4番、担当の林です。

5月1日に、会長、事務局の方、そして推進委員の大田さんと私で現地に行き、確認をしてみました。

●●さんは、新規就農でイチゴを作っておられる方ですが、ハウスがとても近い所にあつて、この農地も宅地に隣接しているので、利用されるのも、取得されるのも全然、問題はないと思います。

皆様の、慎重審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,457㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在小作している農地であるが、所有権を取得して、自作地としたい。譲渡人は、長年小作してもらった土地であるので、贈与したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南東へ約1.9kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続き、当地区担当の4番、林委員、補足説明をお願いいたします。

4 番 4番、林です。
5月1日、大野会長、事務局と推進委員の大田さんと私で現地確認をいたしました。
この●●さんという方は、ご高齢で一人暮らしをされていて、時々、娘さんが面倒を見に来られているようですが、自宅周りの農地も、中山間の草刈等が大変で、それをするのが精一杯で、ほかの農地まで手が回らなくて、有田さんが長年、そこを小作されていたので、だんだん整理をされているんじゃないかと思います。
●●さんが取得されるのは、全然問題ないと思います。
皆様の慎重審議を、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐 それでは、説明いたします。
番号3。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は226㎡。
譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、以前より営農活動に取り組みたい意向があった。申請地は自身の居住地と隣接し営農活動が容易である。譲渡人からの申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、相続により譲り受けた土地であったが、耕作人がいないことから、譲受人に譲り渡す

こととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び6 ページをご覧ください。●●から南南東へ約1 kmに位置する農地です。

また、7 ページには公図を添付しております。

農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当、7 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番、担当の高林です。

5 月1 日、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

現地は、●●の集会所の南側にありました。今回は、所有権の移転があります。地主の●●さんは、相続をしたが、耕作者がいないため、●●さんに譲渡することにしました。

土地は、●●さんの家の後ろにあり、今後は●●さんは、畑にマルチを敷いて、家庭菜園をする予定です。

別に問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

ちょっと私から質問させていただきますが、譲受人の経営状況のところ、議案のいちばん右に書いてある面積が226 m²となっておりますが、これは、4 月1 日から下限面積が廃止されたことで、これが適用になるということで

しょうか。

事務局長
補佐

はい、そういう事になります。

議 長

やはり、そういう事ですね。

皆さんも、お気づきになられたかと思いますが、従来の下限面積が 3,000 m²から、0 m²になりました関係で、こういう案件が今からは出てきます。

ちょっと中断してしまいましたが、本件について、ほかに質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

1 4 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 4 番

14 番、木村です。

先に言わせていただきますが、反対じゃないけど、ちょっと参考までに。

この人は今まで農地を持っていなくて、この度、畑は初めてやし、偶然にも自宅のすぐ隣やから、農地を買われて 2 年間は当然、耕作する義務が発生するんやけど、先では駐車場になったり、家を建てたりする可能性はあるよね。

事務局長
補佐

では、事務局から説明いたします。

「議案位置図等添付資料」の 7 ページをご覧くださいと思うのですが、公図をお示ししております。

この案件につきましては、この●●さんという方は、この農地の北側の▲▲番地▲、こちらにお住まいなんですが、ここは確か、3 年か 4 年ほど前に農地転用で宅地になりました。

今回、3 条で上がってきている、▲▲番地▲というのは、この宅地にする際に、その当時の必要最小限の面積を農地転用するという事で、分筆していただいた残りの、残地ということになります。

この度、農地として譲ることにされたということで、私どもも現場を確認いたしました。駐車場は東側の宅地部分で十分足りておりますし、農地としてマルチも敷いてあって、これから耕作されていくんだなというふうに見受けられましたので、いずれ転用ということはないのではないかなというふうと考えております。

1 4 番

はい、分かりました。

議 長

本件について、ほかに質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和 5 年 5 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 245 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、●●市●●▲▲番地、●●株式会社、代表取締役、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●▲▲丁目▲▲番▲▲号、●●さんです。

転用の目的は、宅地造成です。

理由としまして、譲受人が、申請地は住宅化が進行しており、教育機関への便もよく、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画することとした。譲渡人は、遠方に居住しており、また耕作の意思もなく、他に農作業の受託先も見つからないことから売買に応じたこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 8 ページをご覧ください。●●から南南東へ約 1.2km に位置する農地です。

また、9 ページには公図、10 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定す

る用途区域が定められている第3種農地に該当し、原則として転用許可可能な案件です。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により既存の農業用排水路以外の水路に放流し、汚水については建物建築後は公共下水道に排出するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当17番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

17番

17番、山近です。

5月1日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局と私の5名で現地調査をいたしました。

場所は、●●中学校と●●道路の間にあるところで、住宅で囲まれたところでございます。

第3種農地でありますし、事務局の説明通りで問題ないかと思われま。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について審議をいたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。
番号2。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は488㎡。
権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。
借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
貸付人は、●●▲▲番地、●●さんです。
転用の目的は、農家用住宅です。
理由としまして、借受人が、現在借家に居住しており、子供の成長に伴い手狭になり、今後の生活を考慮して住宅を建築することとした。貸付人は、借受人である子から要請があり、応じることとした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び11ページをご覧ください。●●から西へ約1.7kmに位置する農地です。
また、12ページには公図、13ページから15ページには土地利用計画図等を添付しております。
ここで、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。
立地基準の農地の区分ですが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で原則として転用が認められない第1種農地に該当いたします。
しかし、本案件は、農地法施行規則第33条第4号が規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当し、転用可能であると考えます。
次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。
なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。
(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額借入での対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、

事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、ためますを介し既存の農業用排水路に放流し、汚水については公共下水道に排出するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 引き続き、当地区担当7番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

7 番 7番、担当の高林です。

5月1日、会長、事務局、推進委員の中野さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

場所は、●●地区の真ん中あたりの所にあります。

●●さんは、親子で市内有数の稲作農家であります。

息子さんは借家に住んでおられますが、子供が大きくなり、部屋が手狭になり、実家の隣に家を建てることを決められました。

実家の隣の畑は、よく管理をされております。何ら問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は、山口県農業会議常設審議委員会に諮り、異議なしとの回答を得たのち、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号3について審議をいたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。

番号 3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 803 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●大字●●▲▲番地▲、●●さんです。

転用の目的は、農家用住宅です。

理由としまして、譲受人が、現在の住居は古く老朽化が進んでいるので、当該申請地を売買により取得して、農家住宅を建築して農業経営に従事したい。譲渡人は、現在、●●市に居住しており、将来も帰郷して農業をする見込みはないので売り渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 16 ページをご覧ください。●●から南西へ約 2.9km に位置する農地です。

また、17 ページには公図、18 ページから 21 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが農用地区域内にある農地で、現在農用地区域からの除外申請中です。

除外後は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で原則として転用が認められない第 1 種農地に該当いたします。

しかし、本案件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号が規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、転用可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額借入での対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透で処理し、汚水については合併浄化槽により処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当10番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。

10番

10番、大汐です。

この案件について、説明いたします。

現地確認におきましては、●●さんが取得するという事で、3月にも審議がありましたが、その時に、2月7日に行っております。

現状は、少し草が生えているというような状態でした。

譲受人の●●さんは、地域の中では、一生懸命に株式会社●●という会社を立ち上げられて、農業や、いろんなものに従事され、また、これからどんどん拡大されていかれる方だと思っております。

また、●●さんにつきましては、現在こちらの方に帰って、農業及び、農地の管理をすることがもうできない状況になっておりますので、●●さんに譲渡したいということをお願いしております。

現在●●さんは、この新しく住居を建てようとしている所から、約400から500メートルくらい離れている所に住まわれていますが、先ほど事務局から説明がありましたように、老朽化が進んで居住が難しくなってきたというところから、また、ここでずっと農業を続けていきたいということで、この農地を取得して、農地を継続して守っていきたいということで、私は何ら問題ないと思っております。

皆様の慎重審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議常設審議委員会に諮り、異議なしとの回答を得たのち、許可することに決定をいたしました。

事務局長
補佐

続きまして、番号4について審議をいたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

それでは説明いたします。3ページをご覧ください。
番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は281㎡。

権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さんです。

転用の目的は、職員用駐車場です。

理由としまして、譲受人が、職員駐車場が不足していたところ、譲渡人が売買に応じてくれたので、当該申請地を取得して駐車場を整備したい。譲渡人は、人手不足で当該申請地を農地として維持管理することが困難なため、譲受人に売り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び22ページをご覧ください。●●から北北西へ約380mに位置する農地です。

また、23ページには公図、24ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に該当いたします。

申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に関する事業の目的を達成することができず、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については自然流下及び地下浸透により処理し、汚水は発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 引き続き、当地区担当7番、高林委員、補足説明をお願ひいたします。

7 番 7番、高林です。

5月1日、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

場所は、●●の近くにあり、地主の●●さんは今後管理することが困難なため、●●さんへ譲渡することを決められました。

●●さんは、会社を経営されていて、職員の駐車場が不足していたため、●●さんの土地が近くにあり、買うことに決められました。

別に何の問題もないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願ひいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願ひいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明をお願ひいたします。

事務局長 それでは説明いたします。4ページをご覧ください。

補佐 議案第3号、農地転用の事業計画の変更について。

農地法施行細則第6条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和5年5月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和4年10月の総会でお諮りした案件で、令和4年10月14日付けで許

可しております。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,616㎡。ほか1筆。

申請者は、●●市●●▲▲番地、●●株式会社、代表取締役、●●さん。変更の区分は、一時転用の期間の延長となります。

理由としまして、当初は宅地造成のための工事用仮設道路であったが、その後、住宅建設工事の用に供する必要が生じたためとなります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び25ページをご覧ください。●●から南南東1.1kmにある農地です。

また、26ページには公図を、27ページには土地利用計画図を添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17番

17番、担当の山近です。

今、事務局から説明があったとおりで、別に問題はないかと思われま。以上です。

議 長

議案全体について質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。5ページをご覧ください。

議案第4号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による下記農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和5年5月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和5年6月1日の公告となります。

従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。5ページをご覧ください。

賃貸借ですが、三隅地区が、2件2筆の3,125㎡、長門地区が、3件6筆の8,337㎡。油谷地区が、2件3筆の4,319㎡、計が、7件11筆の15,781㎡です。

使用貸借については、長門地区のみで、1件3筆の2,273㎡。

合計しますと、三隅地区が、2件2筆の3,125㎡、長門地区が、4件9筆の10,610㎡、油谷地区が、2件3筆の4,319㎡。

総計が、8件14筆の18,054㎡となります。

詳細につきましては、6ページ以降をご覧ください。

次に、8ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、5件5筆の8,932㎡、日置地区が、1件1筆の1,849㎡。

合計で、6件6筆の10,781㎡です。

使用貸借については、長門地区が、4件5筆の7,210㎡となります。

合計しますと、三隅地区が、9件10筆の16,142㎡、日置地区が、1件1筆1,849㎡。

総計で、10件11筆の17,991㎡となります。

詳細につきましては、9ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

併せて、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。報告事項 1 について、事務局の
説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入らせていただきます。11 ページをご覧くださいたら
と思います。
報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。
番号 1。
土地の所在、●●字●●、地番▲▲番、登記地目は畑、面積は 1,967 ㎡。
申請者は、●●市●●▲丁目▲▲番▲号、●●さん。
現地は山林化しており、農地としての活用は不可能な状態となっている
ことから、令和 5 年 5 月 1 日に大野会長、宮本委員、事務局とで現地を確
認いたしまして、同日付けにて山林として証明をしております。
ほか 4 件の証明をしております。
以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告事項 1 についての説明がございましたが、よ
ろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、12 ページをご覧くださいたらと思います。
報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通
常の利用権設定に係る合意解約でございます。
番号 1。
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
借受人は、●●▲▲番地、●●さん。
土地の所在は、●●字●●、地番▲▲番、地目は田、面積は 537 ㎡。

令和5年4月3日に合意解約しております。
ほか5件の合意解約でございます。
以上でございます。

議 長 　　ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 　　それでは、次回の農業委員会定例総会ですが、6月15日、木曜日、午前9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。
　　なお、現地調査につきましては、6月6日、火曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。
　　事務連絡については、以上となります。

議 長 　　最後に、私から一点、お知らせをさせていただきます。
　　農地利用最適化推進委員は、今年7月19日に任期満了を迎えることから、候補者選考委員会を開催することになります。
　　これにあたり、農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会設置規程第3条により選考委員会を会長、職務代理人、委員4名以内、事務局長で組織するようになっています。
　　委員4名の選任についていかがいたしましょうか？
　　ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

14番 　　はい。

議 長 　　はい、どうぞ。

14番 　　14番、木村です。
　　今日、それを決めないといけないんですかね。

議 長 　　選考委員さんについてですね、4名ほどですね、どなたか、委員さんの中から立候補者がおられればと思います。

14番

それでしたら、事務局の方に、任せたらどうですかね。

議長

今、木村委員さんから、事務局の方にお任せしてもいいよというご意見でございましたが、よろしいでしょうか。

(全員賛成)

議長

それでは、私、会長、職務代理者、事務局に一任させていただきます。

この総会終了後、職務代理者、事務局によって、委員の選考を行うことといたします。

6月総会終了後に選考委員会を開催いたしますので、選考委員に選任された委員の方はご出席のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れでございました。

終了時間 午前10時22分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年5月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 中 野 晴 人

議事録署名委員 末 永 恵 子